公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案　概要

公職選挙法の一部改正関係

(1)電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止

電子メールを利用する方法に固有の規制（送信主体の制限等）を廃止し、現行のウェブサイト等を利用する方法に係る規制に統一する。

(2)インターネット等を利用する方法によりＡＩを利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務

インターネット等を利用する方法により頒布されるＡＩを利用して作成・改変された画像又は映像(※)が掲載された文書図画には、その旨を表示しなければならない。

※改変が社会通念上軽微なもの、イラスト・アニメーションなど実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものは対象外

(3)選挙に関しインターネット等を利用する者の責務

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

情報流通プラットフォーム対処法の一部改正関係

(1)大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置

①大規模特定電気通信役務提供者は、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

②総務大臣は、①の大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定め、公表するものとする。

(2)大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加

大規模特定電気通信役務提供者が毎年１回公表すべき事項として、(1)①の選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置の実施状況を追加する。

附則関係

(1)施行期日：令和９年３月１日

(2)以下の項目についての検討条項

①在外インターネット投票の導入

この法律の公布後１年を目途に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

②街頭演説の実施を妨げる行為に対応するための施策の在り方